

裁 決

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成29年5月23日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）につき、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 [REDACTED] 市福祉事務所長が、請求人に対し行い、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]で通知した生活保護変更決定を取り消す。
- 2 請求人のその他の審査請求を棄却する。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく各保護変更決定（平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]（以下「本件通知書1」という。）で通知したもの（以下「本件処分1」という。）及び[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]（以下「本件通知書2」という。）で通知したもの（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）。）について、これを不服として、本件各処分の取消しを求めているものである。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件各処分の取消しを求める。

(2) 請求の理由

今まで国民厚生年金を受けてきた。今までの担当者から国民厚生年金が3級だから、障害者加算を受けられないと言われたことはないが、[REDACTED]市福祉事務所の元担当は、4月1日から担当が変わっているのに、4月17日頃、電話で国民厚生年金が3級だから、障害者加算を受けられないと言い、4月分差額17,530円を翌月10,000円、翌々月7,530円支給を削ると言つてきだ。これから、毎月17,530円引かれ、さらに10,000円、7,350円削られでは生活していくないと言つたら、では、3か月はどうかと言われた。無理だと言つたら4か月で支給し

ないことになったが、なぜ4月からなのかわからない。国民厚生年金が2級、1級ならば、障害者加算が受けられると言われた。

今まで何人の福祉事務所の担当者は変わったが、そんなことは言われなかった。生活支援2課の課長と話をしたいと言ったが、話をさせてくれない。■市役所に電話をかけたら、受付の女性は元担当につなぎ、課長にはつないでくれなかつた。市役所ぐるみで私が課長と話をしたいことを阻止している。これから毎月17,530円も削除されたら生活が成り立たない。

2 処分序の弁明

(1) 処分の内容及び理由について

ア 本件処分1

(ア) 法による生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な範囲内において、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている（法第8条第1項、第11条第1項第1号及び第12条第1号）。

(イ) この保護基準は、厚生労働大臣が定めるものであるが、その内容は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならないとされている（法第8条第2項）。

(ウ) ところで、法第12条第1号の規定による生活扶助は、年齢、世帯人員、所在地域等により一律に算定された基準生活費を基礎としているものであるが、障害があるため最低限度の生活を営むのに障害のない者に比してより多くの費用を要する障害者等については、基準生活費のほかその分を補てんしないと最低限度の生活が維持できないため、その特別な需要に着目し、基準生活費を上積みする制度として、障害の程度、在宅の有無、級地に応じて加算額が定められている（「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。））。

(エ) そして、障害者加算を算定するに当たっては身体障害者障害程度等級表及び国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）によるものとされ、精神障害者については障害年金又は精神障害年金手帳の等級が1級又は2級に該当していることを要件とし（保護の基準及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け

社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)、更に、年金と手帳が並存する場合の運用については国の通知により次のように定められている。

すなわち、障害の程度の判定は原則として障害基礎年金(以下「年金」という。)に係る国民年金証書により行うこととされているが、精神障害者保健福祉手帳(以下「精神手帳」という。)を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、精神手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は精神手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる(「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知)。

(才)これを本件についてみると、請求人は保護開始時点において、障害年金の受給をしていることから、年金の等級に基づいて障害者加算の有無及び等級が決定されるべきことになる。

そして、請求人の年金の等級は3級なのであるから、障害者加算は認定されるべきでないこととなる。

イ 本件処分2

本件処分2は、本件処分1により平成29年4月分の保護費のうち、17,530円が過払いになったことから、同年5月分の保護費にその一部を収入充当するものである(局長通知第10の2(8))。

なお、請求人の生活への影響を考慮して、5月分への一括充当ではなく、4か月に分割しての充当をすることとしている。

(2) 請求人の主張について

請求人は「今まで、障害者加算を受けてきており、今後も、生活していくためには、障害者加算が必要であり、受けられるべきである」と主張しているが、法に基づく扶助費は上述のとおり、法、保護の基準等に基づき、決定されるものであり、本件では平成29年4月の時点で障害者加算を認定すべき要件を満たしていないのであるから、本件処分1は適法かつ正当である。

また、本件処分2についても、請求人の生活への影響を考慮し、分割しての収入充当をしており、適法かつ正当である。

3 請求人の反論

今まで何人の福祉事務所の担当は変わったが、いまだかつて国民厚生年金が3級だから障害者加算を受けられないと言われたことはなかった。今ま

での担当者は税金を垂れ流し続けてきたのだから処分があってしかるべきだと思う。

4月1日から私の担当は変わったのに、元担当が出てきて、それから、班長が出てきた。これでは、4月1日に変わった意味がない。

元担当は私が████████に入院するほど体調が悪いのに、電話をかけてきて1か月以上入院するなら約57,000円支払えと言ってきた。

今まで1か月以上入院することはあったが、そんなことを言われたことがない。今までの担当者は何をしていたのか、理解に苦しむ。

その元担当の前の担当は、家庭訪問と言って部屋に入り込んできた。ブレーキが壊れた自転車を見ていた。いきなり、10万円支払え、利息が発生するものではないから、毎月何千円か返すようにしろと言っていた。なぜ請求人が10万円もの大金を支払わなければならないか理解に苦しむ。処分庁はよってたかって請求人のお金を引きずりおろそうとしている。

請求人は、長期的において支払われてきた障害者加算は取得時効が発生していると思う。これからも、障害者加算を受ける権利があると思う。

精神手帳の2級を持っているので、生活保護を受給されている場合の障害者加算がある。

理由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1及び3のとおり精神手帳(障害等級2級)を保有していること及び生活が成り立たないことを主張しており、要するに、本件処分1における障害者加算の削除及び本件処分2における収入充当額の算定に違法又は不当がある旨主張するものと解される。

2 認定事実

(1) 請求人(昭和██年██月██日生まれ)は、平成15年7月1日に障害等級を2級とする精神手帳を取得した。

(2) 請求人は、平成15年10月から、障害の程度が3級(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項並びに厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)第3条の8及び別表第1の第13号)であるとして、障害厚生年金を受給していた(請求人に係る平成15年12月4日付け「国民年金・厚生年金保険年金証書」には「障害の等級3級13号」と記載されている。)。

(3) 処分庁は、平成16年12月1日、請求人(1人世帯)に対し、法に基づく保護を開始した。

(4) 請求人は、平成27年10月31日、請求人の居住する████市内の居宅

の賃貸人と月額家賃を35,000円とする建物賃貸借契約を締結した。

(5) 処分庁は、平成■年■月■日、請求人に対し、同年4月分の保護費に係る生活保護変更決定(■で通知したもの)を行った。

なお、処分庁は、当該決定において、過誤により次のア(イ)の障害者加算(17,530円)をした上で請求人に係る次の内訳の保護費を算出していた。

(内訳)

ア 最低生活費

(ア) 基準生活費 76,720円

(イ) 障害者加算 17,530円

イ 住宅扶助費 35,000円

ウ 収入充当 ▲ ■■■■円

エ 差引支給額 ■■■■円

(6) 請求人は、平成29年4月、障害厚生年金(■■■■円。2か月分。)を受給した。

(7) 処分庁は、請求人の障害厚生年金の障害の程度が3級であり、請求人は障害者加算の対象ではないにもかかわらず、誤って障害者加算していたことが明らかになったため、平成■年■月■日、請求人に対し、前記(5)の障害者加算を削除したことを理由として、本件処分1を行った。

なお、本件通知書1には、次のとおりの記載があった。

「平成29年4月1日付けで生活保護法による保護を変更しましたので通知します。

1. 保護の種類及び支給額

種類	生活扶助	住宅扶助	合計
最低生活費	76,720	35,000	111,720
収入充当額	■■■■	0	■■■■
4月分差額	-17,530	0	-17,530
5月以降支給額	■■■■	35,000	■■■■

差引支給額

■■■■

2. 今回の決定に伴う差額と支給方法

4月分戻入額 17,530円 次回以降の定例支給額から減額して調整します。

繰越内訳 H29.05 4,384円
H29.06 4,382円
H29.07 4,382円
H29.08 4,382円

3. 保護変更理由

障害者加算削除による

(8) 処分庁は、平成■年■月■日、請求人に対し、本件処分2を行つた。なお、本件通知書2には、次の内容の本件処分2の理由として「繰越分割認定による」と記載されていた。

種類	生活扶助	住宅扶助	合計
最低生活費	76,720	35,000	111,720
収入充当額	[REDACTED]	0	[REDACTED]
5月以降支給額	[REDACTED]	35,000	[REDACTED]

差引支給額

[REDACTED]

3 法の仕組み

(1) 保護の基準について

法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、この規定を受け、保護の基準が定められている。

(2) 地域の級地区分

[REDACTED]市は、保護の基準別表第9で定める地域の級地区分によると、1級地一2の市町村に該当する。

(3) 生活扶助費について

ア 生活扶助費については、保護の基準別表第1の規定により、基準生活費、障害者加算等が定められている。

イ 障害者加算について

(ア) 保護の基準の別表第1第2章2(1)及び(2)は、1級地に居住する在宅者について、国民年金法施行令別表に定める1級に該当する障害のある者については、月額26,310円、同表に定める2級に該当する障害のある者については、月額17,530円の障害者加算を行うとしている。

(イ) 局長通知第7の2(2)エ(ア)は、「障害の程度の判定は、原則

として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と規定し、同（イ）は、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、……障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と規定している。

すなわち、国民年金証書及び精神手帳の双方を有している者については、障害の程度の判定は、精神手帳ではなく原則どおり国民年金証書により行うこととなる。

（4）年金証書における障害の等級について

厚生年金保険法第47条第2項は、障害厚生年金の受給権者に係る障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、政令で定めるとしている。

厚生年金保険法施行令第3条の8は、厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、1級及び2級についてはそれぞれ国民年金法施行令別表に定める1級及び2級の障害の状態とし、3級については厚生年金保険法施行令別表第1に定めるとおりとする規定している。

そして、厚生年金保険法施行令別表第1の第13号は、「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」と規定している。

（5）最低生活費等を変更すべき事由が事後に明らかになった場合について

局長通知第10の2（8）は、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合等を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないと規定している。

また、局長通知第10の2（8）が規定する取扱いについて、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13-2（答）3イでは、「確認月からその前々月までの分であっても法第80条を適用すべき事情があるときは、この取扱いは認められない」と記載されている。

そして、法第80条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる」と規定している。

法第80条の規定は、前渡した保護金品を返還させるべき場合におい

て、例外なく返還を強制されることになると、その自立を妨げることとなるので、返還させるか、させないかは、被保護者の事情に応じ保護の実施機関の良識を以って判定するところに委ねることとしたものであるとされている。また、同条の「やむを得ない事由」とは、消費、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由であるとされている（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」827頁参照）。

（6）住宅扶助費について

平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「平成27年通知」という。）は、千葉県内の1級地における1人世帯の住宅扶助の限度額は、46,000円としている。

（7）理由の提示について

行政庁は、不利益処分をする場合、原則として、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬとされている（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第14条第1項）。

そして、対象となる処分が処分基準を適用した結果である場合は、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加え、処分基準の適用関係についても同時に示して、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して当該処分が行われたのかを、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされ、また、理由提示の不十分を理由とする瑕疵は、一般に、それだけで当該処分の取消事由になるものとされている（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決及び最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決参照）。

4 あてはめ

（1）本件処分1について

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1（2）及び3のとおり、本件処分1について、障害者加算が削除された上で決定された支給額に不服がある旨主張していると解されるところ、扶助費については、次のアからエまでのとおり、保護の基準に従ったものであると認められ、この点において違法又は不当は認められない。

ア 生活扶助費について

（ア）基準生活費について

■市の級地区分は、前記3（2）のとおり、1級地一2の基準に該当するところ、保護の基準に従うと、請求人世帯（1人世帯）に係る基準生活費は、次のとおりとなる。

基準生活費：41歳から59歳までの第1類の表に定める基準額②
37,670円+第2類の表に定める基準額②39,050円=7
6,720円

(イ) 障害者加算について

前記3(3)イ(ア)のとおり、保護の基準は、障害者加算について、国民年金法施行令別表に定める1級又は2級に該当する障害のある者について行うものとしている。

また、障害の程度の判定は、前記3(3)イ(イ)のとおり、国民年金証書及び精神手帳の双方を有している者については、原則どおり国民年金証書により行うこととなる。

これらを本件についてみると、まず、障害の程度の判定については、前記2(2)のとおり、請求人は、精神手帳のほか国民年金証書を有しているので、原則どおり国民年金証書により判定を行うこととなる。

そして、請求人の障害者加算の有無については、前記2(2)のとおり、請求人に係る「国民年金・厚生年金保険年金証書」によれば、請求人の障害の程度は、障害厚生年金の障害等級の3級であることが認められる。

前記3(4)のとおり、障害厚生年金の障害等級の1級及び2級の障害の状態は、それぞれ国民年金法施行令別表に定める1級及び2級の障害の状態とされ、障害厚生年金の障害等級の3級は、1級及び2級よりも障害の程度において軽いものとされている。

そうすると、障害厚生年金の障害等級が3級である請求人は、国民年金法施行令別表に定める1級又は2級に該当する障害のある者に当たらないため、障害者加算は行われないこととなる。

したがって、前記2(5)のとおり、平成29年3月9日付けの生活保護変更決定で認定した同年4月分の障害者加算は過誤であるから、同月分の障害者加算を削除することとなる。

イ 住宅扶助費について

前記2(4)のとおり、請求人宅の月額家賃は35,000円であり、千葉県内の1級地における1人世帯の住宅扶助の限度額46,000円(平成27年通知。前記3(6)。)の範囲内であるから、住宅扶助費は、35,000円となる。

ウ 収入充当について

前記2(6)のとおり、請求人に係る1か月分の障害厚生年金は■
円(■円÷2)であり、■円を収入充

当とする。

工 小括

以上より、生活扶助費が 76,720 円、住宅扶助費が 35,000 円、また収入充当が [REDACTED] 円であるから、請求人に係る平成 29 年 4 月分の保護費（差引支給額）は、[REDACTED] 円となり、本件通知書 1 に記載の扶助費の額（前記 2(7)）と合致することが認められる。

(2) 本件処分 2 について

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨 1(2) 及び 3 のとおり、本件処分 2 について、障害者加算が削除された上で決定された支給額及び 4 月分の障害者加算が削除されたことに伴う収入充当額の算定に不服がある旨主張していると解されるところ、以下のとおり、本件処分 2 における収入充当額の算定には違法が認められる。

ア 生活扶助費について

(ア) 基準生活費について

前記(1)ア(ア)と同様に、保護の基準に従うと、請求人に係る基準生活費は、76,720 円となる。

(イ) 障害者加算について

前記(1)ア(イ)のとおり、請求人には障害者加算はされないととなる。

イ 住宅扶助費について

前記(1)イのとおり、請求人に係る住宅扶助費は、35,000 円となる。

ウ 収入充当について

(ア) 障害厚生年金の支給に伴う収入充当

前記 2(6) のとおり、請求人に係る 1か月分の障害厚生年金は、[REDACTED] 円 ([REDACTED] 円 ÷ 2) である。

(イ) 4 月分の障害者加算が削除されたことに伴う収入充当

a 前記 3(5) のとおり、局長通知第 10 の 2(8) によれば、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第 80 条を適用すべき場合等を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上するとできるとされている。

本件では、処分庁は、過誤により、請求人に対し、10 年間以上の長期にわたって障害者加算に係る加算額の支給しており、請求人

は、かかる事実によって当該加算額を当然受け取るべきものであると信頼していたと推認されるのであるから、その信頼に基づいて、今後も加算額の支給を受けられることを前提に生活設計等を行っていたとも考えられるのであって、これに反する事情は見当たらぬ。

そうすると、局長通知第10の2(8)に従い収入充当額を計上する場合、まず、法第80条の規定による返還免除の可否を検討しなければならないと言わざるを得ない。

この点、処分庁は、誤って認定した平成29年4月分の障害者加算を本件処分1により削除したことに伴い、同月分の障害者加算額に相当する金額(17,530円。以下「本件過払い分」という。)を4回に分割して、同年5月分以後の収入充当額として計上することとし、本件処分2において、同月分の収入充当額として4,384円を計上しており、これについて、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2(1)イのとおり、請求人の生活への影響を考慮し、分割しての収入充当をしていると主張している。

しかし、そもそも法第80条を適用すべき場合に当たるか否かについて検討し、当該収入充当額が返還免除の対象とならないか検討したとの主張はなく、検討した証拠も見当たらない。

b また、この検討において、処分庁は、前記3(5)のとおり、返還を強制することが自立を妨げることとならないか、被保護者の事情に応じて判断すべきことが要求されると言えるから、本件においては、本件過払い分を次回支給月以後の収入充当額として計上することが、請求人の自立に与える影響を考慮すべきものとなる。

本件では、前記aのとおり、請求人は、10年間以上の長期にわたって障害者加算に係る加算額の支給を受けており、かかる事実によって当該加算額を当然受け取るべきものであると信頼していたと推認され、かかる信頼を請求人が抱くに至ったことが著しく不合理とは解し難く、そうであるとすれば、障害者加算が削除されるだけでなく、収入充当により基準額を下回る支給額しか支給されないことによって、請求人の自立を阻害する恐れのあることは否定できない。

そうすると、処分庁において、手持金や預貯金などの請求人の資産状況や、本件過払い分の費消の状況等についての調査を行い、請求人の自立に与える影響を考慮すべきであったと言える。

しかし、処分庁が上記の点について具体的な調査を行った形跡は

見当たらない。

c 以上のとおり、本件処分2に至る過程で、処分庁は、法第80条の規定による前渡した保護金品の全部又は一部の返還免除の可否について、本件過払い分を次回支給月以後の収入充当額として計上することが、請求人の自立を妨げることとならないか等必要な調査を行った上で検討すべきであったのに、これを行っていないと言わざるを得ない。

d さらに、前記3(7)のとおり、行政庁は、不利益処分をする場合、当該処分の名あて人に対する処分の理由提示を義務付けられており、特に当該処分が処分基準を適用した結果である場合は、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して当該処分が行われたのかを、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされている。

これを本件についてみると、本件処分2は、誤って認定した平成29年4月分の障害者加算を本件処分1により削除したことについて、局長通知第10の2(8)を適用して、本件過払い分のうち4,384円を同年5月分の収入充当額として計上するものであるところ、前記2(8)のとおり、本件通知書2には、「繰越分割認定による」としか事実関係が記載されておらず、保護変更決定に関する根拠法条や、収入充当額の計上に当たって適用した基準の記載もないことが認められる。

そうすると、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して本件処分2が行われたのかが、本件通知書2の記載自体からは明確に了知することが困難である。

したがって、本件処分2には、行手法第14条第1項が求める理由提示に不十分な点があったと言わざるを得ない。

二 小括

したがって、本件処分2については、前記ウのとおり、本件処分2を行うに当たって、自立に与える影響について考慮すべきであったにもかかわらず考慮したとは認められない点で収入充当の算定において実体的な違法事由があること、また、請求人に対する理由提示が不十分であることを併せ考えれば、本件処分2には違法な点が認められ、取消しを免れない。

5 その他の主張について

(1) 本件処分2が取消を免れないのは前記4のとおりであるが、そのほか請求人のその他の主張が、本件処分1の違法又は不当を基礎付けるものかどうか

うかについて検討する。

- (2) 請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1（2）及び3のとおり、請求人が処分庁の課長と話ができなかつたことなどの処分庁の職員の対応に係る主張をするが、本件処分1の違法又は不当を基礎付ける事情を主張するものではなく、理由がない。
- (3) また、請求人は、前記審理関係人の主張の要旨3のとおり、「長期的ににおいて支払われてきた障害者加算は取得時効が発生している」と主張する。

この主張については、その趣旨が必ずしも明らかではないが、要するに、長期にわたり障害者加算を受けてきた実績があることから、今後も同様に障害者加算を受ける権利がある旨主張するものと解される。

しかしながら、前記3（1）から（4）までのとおり、障害者加算に係る決定は、被保護者の障害に応じて、その都度行うものであり、仮に被保護者が長期にわたり障害者加算を受けてきた実績があったとしても、被保護者が障害者加算の要件を満たさない場合に障害者加算を削除することは、法が当然に予定するところであるから、請求人の主張には理由がない。

- (4) なお、念のため付け加えるが、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求めて争う（行審法第2条及び第46条）か、あるいは、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求めて争う（行審法第3条及び第49条）制度である。

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨3のとおり、「今までの担当者は税金を垂れ流し続けてきたのだから処分があつてしかるべきだと思う」と主張しているが、これが本件審査請求において、処分庁の職員に対して懲戒的な処分などの作為を求める趣旨であるならば、このような請求は、処分の取消し等を求めるものではないことは明らかであり、そもそも審査請求の対象にはなり得ない。

6 その他、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

7 結論

よって、本件審査請求のうち、本件処分1の取消しを求める審査請求には理由がないから、行審法第45条第2項を適用し、本件審査請求のうち、本件処分2の取消しを求める審査請求には理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

8 附言

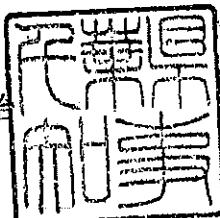
前記3(7)のとおり、行政庁は、不利益処分をする場合、当該処分の名あて人に対する処分の理由提示を義務付けられており、特に当該処分が処分基準を適用した結果である場合は、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して当該処分が行われたのかを、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされている。

本件において、本件処分1は、請求人に係る障害者加算を削除するものであるところ、前記2(7)のとおり、本件通知書1には、処分の原因となる具体的な事実関係は示されておらず、保護変更決定に関する根拠法条や、障害者加算を削除するに当たって適用した基準の記載もないために、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して本件処分1が行われたのかが、本件通知書1の記載自体からは明確に了知することが困難であると思われるから、本件通知書1の記載は、行手法第14条第1項が求められる理由提示として不十分であったと言わざるを得ない。

しかしながら、本件処分1は、前記1から6までのとおり、実体的には正しい処分であったこと、前記審理関係人の主張の要旨1(2)及び3のとおり、請求人は、理由提示の程度については何ら主張していないことからすれば、これを理由に本件処分1を取り消すまでには至らないものと判断する。

平成31年3月4日

千葉県知事 鈴木栄治



(教示)

- 1 この裁決のうち審査請求を棄却した部分に不服がある場合には、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して、この裁決のうち審査請求を棄却した部分について再審査請求することができます（なお、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、再審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この裁決のうち審査請求を棄却した部分に不服がある場合には、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、この

裁決のうち審査請求を棄却した部分の取消しの訴え提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

ただし、前記1の再審査請求をした場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決のうち審査請求を棄却した部分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この裁決のうち審査請求を棄却した部分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

